

平成22年8月24日

## 公益信託の現況—平成21年公益信託概況調査結果

総務省では、公益信託の実態を把握するため、平成11年から毎年、公益信託の所管官庁（国の行政機関、都道府県の知事部局・教育委員会）に対し、調査を行っています。この度、公益信託の所管官庁からの回答に基づき、平成21年調査の結果を取りまとめましたので公表します。

### 1. 信託数（平成21年12月1日現在）

平成21年12月1日現在の公益信託の信託数は569件で（表1）、前年（平成20年12月1日現在）より5件増加となっている。また平成20年12月2日から21年12月1日の間における新規信託数は5件、当該信託財産（当初）は約4億円となっている。

### 2. 信託財産（平成21年3月末日現在）

平成21年3月末日現在の信託財産は前年（平成20年3月末日現在）より約12億円減の約683億円となっている（表1）。

表1 信託財産規模別信託数

所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産 合計金額 (千円)	信託財産 平均金額 (千円)
		1千万円 未 満	1千万円以上 5千万円未 満	5千万円以上 1億円未 満	1億円以上 5億円未 満	5億円以上		
国 所 管	180	21	64	37	46	12	31,320,098	174,001
都道府県所管	389	80	158	70	69	12	36,947,010	94,979
合 計	569	101	222	107	115	24	68,267,108	119,977
	比率(%)	17.8	39.0	18.8	20.2	4.2		

### 3. 信託目的別信託数（平成21年12月1日現在）

公益信託の信託目的別の信託数を示したものが、表2であり、奨学金支給、教育振興、自然科学研究助成、国際協力・国際交流促進が上位を占めている。また、個々の信託目的における国所管、都道府県所管の占める割合を見てみると、国所管では自然科学研究助成、国際協力・国際交流促進の割合が高く、都道府県所管では奨学金支給、教育振興、社会福祉の割合が高くなっている。

表2 信託目的別信託数

信託目的	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)		割合(%)		割合(%)
奨 学 金 支 給	200	28.5	28	11.9	172	36.9
自 然 科 学 研 究 助 成	81	11.6	60	25.5	21	4.5
人 文 科 学 研 究 助 成	18	2.6	15	6.4	3	0.6
教 育 振 興	86	12.3	6	2.6	80	17.2
社 会 福 祉	63	9.0	13	5.5	50	10.7
芸 術 ・ 文 化 振 興	48	6.8	16	6.8	32	6.9
文 化 財 の 保 存 活 用	8	1.1	3	1.3	5	1.1
動 植 物 の 保 護 繁 殖	4	0.6	2	0.9	2	0.4
自 然 環 境 の 保 全	37	5.3	13	5.5	24	5.2
緑 化 推 進	3	0.4	1	0.4	2	0.4
都 市 環 境 の 整 備 ・ 保 全	30	4.3	5	2.1	25	5.4
国 際 協 力 ・ 国 際 交 流 促 進	80	11.4	60	25.5	20	4.3
そ の 他	43	6.1	13	5.5	30	6.4
合 計	701	100.0	235	100.0	466	100.0

(注) 1 複数の信託目的を有する信託があり、信託目的別信託数の合計は延べ数である。  
2 割合は、延べ信託数に対する百分率。

#### 4. 主務官庁別信託数（平成21年12月1日現在）

公益信託の主務官庁別の信託数を示したものが、表3である。

表3 主務官庁（府省）別信託数

	本省庁	地方支分部局	都道府県知事	都道府県教育委員会	合計	割合（％）
内閣府	0	—	15	—	15	2.5
警察庁	1	—	1	—	2	0.3
金融庁	0	0	0	—	0	0.0
総務省	20	0	14	—	34	5.7
法務省	2	—	0	—	2	0.3
外務省	15	—	0	—	15	2.5
財務省	0	0	0	—	0	0.0
文部科学省	84	—	7	267	358	60.5
厚生労働省	29	0	41	—	70	11.8
農林水産省	7	—	4	—	11	1.9
経済産業省	22	—	2	—	24	4.1
国土交通省	8	0	25	—	33	5.6
環境省	15	0	13	—	28	4.7
防衛省	0	—	0	—	0	0.0
省庁別合計	203	0	122	267	592	100.0

（注） 合計は、共管重複分を除いていない単純合計。

#### 5. 授益行為の状況（平成20年度までの累計）

授益行為（助成金等の支給、物品の配布といった資金又は物品の給付を指す。）の状況を示したものが、表4である。

これによると、個人を対象としているものが、全体件数 108,971 件のうち 74,369 件（68.2%）、合計金額 450 億円のうち 205 億円（45.6%）となっており、件数及び金額ともに最多となっていることが分かる。

表4 授益行為対象別件数・金額（累計）

（金額の単位：千円）

所管官庁	信託数	授益行為対象別件数・金額						合計	
		個人		任意団体		法人		件数	金額
国所管	180	20,029	12,201,496	4,886	4,214,590	3,381	3,217,599	28,296	19,633,685
都道府県所管	389	54,340	8,303,220	18,665	8,572,702	7,670	8,431,769	80,675	25,307,691
合計	569	74,369	20,504,716	23,551	12,787,292	11,051	11,649,368	108,971	44,941,376
授益行為対象別件数の比率（％）		68.2	—	21.6	—	10.1	—	100.0	—
授益行為対象別金額の比率（％）		—	45.6	—	28.5	—	25.9	—	100.0

（注） 共管重複分を除く実数。

（連絡先）

総務省大臣官房総務課管理室 細田・鈴木

（代表） 03-5253-5111（内線5182）（直通） 03-5253-5182

（FAX） 03-5253-5190

# 資料1 統計表

(目次)		ページ
■信託財産規模別信託数		
第1-1表 (全体)		1
第1-2表 (国所管)		1
第1-3表 (都道府県知事所管)		2
第1-4表 (都道府県教育委員会所管)		3
■信託目的別信託数		
第2-1表 (全体)		4
第2-2表 (国所管)		4
第2-3表 (都道府県知事所管)		5
第2-4表 (都道府県教育委員会所管)		6
■第3-1表 主務官庁(府省庁)別信託数		
		7
■授益行為対象別件数・金額		
第4-1表 (全体)		8
第4-2表 (国所管)		8
第4-3表 (都道府県知事所管)		9
第4-4表 (都道府県教育委員会所管)		10
○利用上の注意		
1 信託数は平成21年12月1日現在		
2 信託財産金額は平成21年3月末日現在		
3 授益行為対象別件数・金額は、平成20年度までの累計		

第1-1表 信託財産規模別信託数(全体)

所管官庁	信託数	信託財産規模					信託財産合計 金額(千円)	信託財産平均 金額(千円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
国所管	180	21	64	37	46	12	31,320,098	174,001
都道府県所管	389	80	158	70	69	12	36,947,010	94,979
合計	569	101	222	107	115	24	68,267,108	119,977

(注) 共管重複分を除く実数。

第1-2表 信託財産規模別信託数(国所管)

所管官庁	信託数	信託財産規模					信託財産合計 金額(千円)	信託財産平均 金額(千円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	1	0	0	0	1	0	180,929	180,929
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	20	10	7	1	2	0	808,775	40,439
法務省	2	0	0	1	1	0	243,367	121,684
外務省	15	2	4	2	6	1	2,514,772	167,651
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	84	5	33	15	26	5	15,901,144	189,299
厚生労働省	29	3	9	10	5	2	5,569,494	192,052
農林水産省	7	1	4	1	0	1	857,588	122,513
経済産業省	22	10	7	0	3	2	3,537,214	160,782
国土交通省	8	0	4	3	1	0	508,595	63,574
環境省	15	0	4	4	4	3	3,843,383	256,226
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
国合計	180	21	64	37	46	12	31,320,098	174,001

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

第1-3表 信託財産規模別信託数(都道府県知事所管)

所管官庁	信託数	信託財産規模別					信託財産合計金額(千円)	信託財産平均金額(千円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
北海道知事	6	4	1	1	0	0	127,499	21,250
青森県知事	2	0	1	1	0	0	87,040	43,520
岩手県知事	1	0	1	0	0	0	31,681	31,681
宮城県知事	2	0	0	1	1	0	202,965	101,483
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	2	0	0	1	0	1	895,132	447,566
茨城県知事	3	1	0	0	2	0	285,529	95,176
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	1	0	0	1	0	0	74,180	74,180
埼玉県知事	9	1	1	1	5	1	1,876,807	208,534
千葉県知事	8	3	1	2	2	0	752,907	94,113
東京都知事	13	4	3	3	2	1	1,926,048	148,158
神奈川県知事	5	0	2	1	1	1	1,501,044	300,209
新潟県知事	2	0	2	0	0	0	65,226	32,613
富山県知事	2	0	0	1	1	0	554,640	277,320
石川県知事	2	0	1	1	0	0	90,044	45,022
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	1	0	0	0	0	1	1,018,194	1,018,194
長野県知事	3	2	1	0	0	0	21,462	7,154
岐阜県知事	2	0	2	0	0	0	84,610	42,305
静岡県知事	6	0	4	1	0	1	739,409	123,235
愛知県知事	6	0	2	2	2	0	577,194	96,199
三重県知事	2	1	1	0	0	0	24,519	12,260
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	1	0	1	0	0	0	46,947	46,947
大阪府知事	13	4	0	4	2	3	3,461,264	266,251
兵庫県知事	7	1	2	0	3	1	1,661,088	237,298
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	1	0	0	1	0	0	97,410	97,410
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	2	0	0	0	1	1	2,541,717	1,270,859
岡山県知事	4	0	1	2	1	0	280,447	70,112
広島県知事	2	0	1	0	1	0	140,206	70,103
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	1	1	0	0	0	0	2,911	2,911
愛媛県知事	3	0	1	2	0	0	204,005	68,002
高知県知事	2	0	2	0	0	0	46,698	23,349
福岡県知事	2	0	1	1	0	0	90,705	45,353
佐賀県知事	1	1	0	0	0	0	5,719	5,719
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	2	0	0	1	0	1	2,103,284	1,051,642
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	1	0	0	0	1	0	120,255	120,255
沖縄県知事	2	0	1	0	1	0	142,428	71,214
知事合計	122	23	33	28	26	12	21,881,214	179,354

第1-4表 信託財産規模別信託数(都道府県教育委員会所管)

所管官庁	信託数	信託財産規模別					信託財産合計金額(千円)	信託財産平均金額(千円)
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
北海道教委	16	6	9	1	0	0	400,680	25,043
青森県教委	1	1	0	0	0	0	6,155	6,155
岩手県教委	1	0	1	0	0	0	41,577	41,577
宮城県教委	9	1	5	1	2	0	591,215	65,691
秋田県教委	6	1	3	0	2	0	673,045	112,174
山形県教委	5	3	0	0	2	0	407,882	81,576
福島県教委	3	0	2	1	0	0	151,763	50,588
茨城県教委	11	6	0	2	3	0	621,215	56,474
栃木県教委	6	0	4	2	0	0	281,029	46,838
群馬県教委	2	0	0	2	0	0	174,288	87,144
埼玉県教委	6	2	2	2	0	0	168,706	28,118
千葉県教委	9	2	4	1	2	0	442,934	49,215
東京都教委	27	7	13	2	5	0	1,694,377	62,755
神奈川県教委	13	3	8	0	2	0	632,474	48,652
新潟県教委	3	0	2	1	0	0	111,999	37,333
富山県教委	4	1	1	0	2	0	622,231	155,558
石川県教委	5	0	2	2	1	0	317,358	63,472
福井県教委	1	0	1	0	0	0	21,101	21,101
山梨県教委	2	0	1	1	0	0	83,108	41,554
長野県教委	7	1	4	1	1	0	436,891	62,413
岐阜県教委	4	0	2	1	1	0	260,251	65,063
静岡県教委	14	1	5	5	3	0	1,294,020	92,430
愛知県教委	4	1	2	0	1	0	222,332	55,583
三重県教委	1	0	1	0	0	0	29,632	29,632
滋賀県教委	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府教委	12	2	7	0	3	0	522,695	43,558
大阪府教委	20	6	8	3	3	0	932,130	46,607
兵庫県教委	18	4	7	4	3	0	956,174	53,121
奈良県教委	1	0	1	0	0	0	40,178	40,178
和歌山県教委	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県教委	1	0	1	0	0	0	11,825	11,825
島根県教委	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県教委	7	1	3	1	2	0	456,246	65,178
広島県教委	8	2	5	1	0	0	292,652	36,582
山口県教委	7	2	4	1	0	0	187,847	26,835
徳島県教委	1	0	0	1	0	0	97,539	97,539
香川県教委	4	0	2	0	2	0	375,044	93,761
愛媛県教委	5	0	4	1	0	0	223,952	44,790
高知県教委	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県教委	9	1	5	2	1	0	588,436	65,382
佐賀県教委	2	2	0	0	0	0	16,493	8,247
長崎県教委	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県教委	4	0	2	1	1	0	213,530	53,383
大分県教委	2	0	1	1	0	0	131,173	65,587
宮崎県教委	2	0	2	0	0	0	70,293	35,147
鹿児島県教委	2	1	0	1	0	0	94,916	47,458
沖縄県教委	2	0	1	0	1	0	168,410	84,205
教委合計	267	57	125	42	43	0	15,065,796	56,426

第2-1表 信託目的別信託数(全体)

所管官庁														
	延べ 信託数	奨学金支 給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・ 文化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 国際協力・ 国際交流	その他	
国所管	235	28	60	15	6	13	16	3	2	13	1	5	60	13
都道府県所管	466	172	21	3	80	50	32	5	2	24	2	25	20	30
知事合計	142	9	3	0	3	43	7	1	1	20	2	25	3	25
教委合計	324	163	18	3	77	7	25	4	1	4	0	0	17	5
合計	701	200	81	18	86	63	48	8	4	37	3	30	80	43

第2-2表 信託目的別信託数(国所管)

所管官庁														
	延べ 信託数	奨学金支 給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・ 文化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 国際協力・ 国際交流 促進	その他	
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	21	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	19	0
法務省	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
外務省	19	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	14	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	91	24	31	12	3	0	14	2	0	1	0	0	3	1
厚生労働省	33	1	17	0	2	11	1	0	0	0	0	0	0	1
農林水産省	11	1	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	3
経済産業省	23	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	18	2
国土交通省	12	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4
環境省	21	0	4	0	0	0	0	1	2	9	0	3	1	1
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国合計	235	28	60	15	6	13	16	3	2	13	1	5	60	13

(注) 信託目的の内容は、次のとおり。

- ① 奨学金支給  
学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学又は大学院等の生徒又は学生に対する奨学金の支給又は貸与を目的とするもの
- ② 自然科学研究助成  
自然科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ③ 人文科学研究助成  
人文科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ④ 教育振興  
学校教育、障害者教育又は社会教育の振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑤ 社会福祉  
社会福祉活動に対する助成を目的とするもの
- ⑥ 芸術・文化振興  
芸術・文化振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑦ 文化財の保存活用  
文化財の保全及び活用に関する活動に対する助成を目的とするもの
- ⑧ 動植物の保護繁殖  
動植物の保護繁殖に関する活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑨ 自然環境の保全  
自然環境等の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑩ 緑化推進  
国土の緑化活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑪ 都市環境の整備・保全  
都市環境の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑫ 国際協力・国際交流促進  
海外の経済又は技術協力の推進活動に対する助成、教育、学術、文化等の国際交流活動に対する助成を目的とするもの
- ⑬ その他  
上記以外を信託目的とするもの

第2-3表 信託目的別信託数(都道府県知事所管)

所管官庁	延べ 信託数	奨学金支 給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・ 文化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 保全	国際協力・ 国際交流 促進	その他
北海道知事	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1
青森県知事	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
岩手県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宮城県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
茨城県知事	3	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県知事	11	1	0	0	0	4	0	0	0	2	0	2	0	2
千葉県知事	10	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	3	0	2
東京都知事	16	1	1	0	1	6	0	0	0	3	0	3	0	1
神奈川県知事	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	1
新潟県知事	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
富山県知事	3	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県知事	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
長野県知事	3	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県知事	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
静岡県知事	6	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1
愛知県知事	6	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
三重県知事	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府知事	15	0	0	0	0	4	0	0	0	2	1	6	0	2
兵庫県知事	8	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	4	0	0
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
岡山県知事	5	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1
広島県知事	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県知事	3	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
高知県知事	4	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
福岡県知事	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
佐賀県知事	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
沖縄県知事	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
知事合計	142	9	3	0	3	43	7	1	1	20	2	25	3	25

第2-4表 信託目的別信託数(都道府県教育委員会所管)

所管官庁	延べ 信託数	奨学金支 給	自然科学 研究助成	人文科学 研究助成	教育振興	社会福祉	芸術・ 文化振興	文化財の 保存活用	動植物の 保護繁殖	自然環境 の保全	緑化推進	都市環境 の整備・ 保全	国際協力・ 国際交流 促進	その他
北海道教委	16	10	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県教委	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県教委	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県教委	13	6	1	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0
秋田県教委	7	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
山形県教委	6	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
福島県教委	4	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県教委	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県教委	6	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
群馬県教委	3	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
埼玉県教委	8	4	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0
千葉県教委	11	7	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
東京都教委	30	20	1	1	5	2	0	0	0	1	0	0	0	0
神奈川県教委	14	8	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	2
新潟県教委	4	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
富山県教委	5	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県教委	7	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県教委	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県教委	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
長野県教委	8	5	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県教委	6	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0
静岡県教委	20	6	0	0	6	0	3	1	0	2	0	0	2	0
愛知県教委	5	1	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0
三重県教委	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府教委	17	9	1	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0
大阪府教委	24	10	3	0	7	1	2	0	0	0	0	0	1	0
兵庫県教委	21	8	0	0	9	1	1	0	0	0	0	0	2	0
奈良県教委	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県教委	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
島根県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県教委	8	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2
広島県教委	9	5	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0
山口県教委	8	6	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県教委	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
香川県教委	5	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
愛媛県教委	6	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0
高知県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県教委	14	6	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0
佐賀県教委	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県教委	5	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0
大分県教委	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県教委	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県教委	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県教委	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
教委合計	324	163	18	3	77	7	25	4	1	4	0	0	17	5

第3-1表 主務官庁(府省庁)別信託数

	内閣府	警察庁	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	文科・厚生労働省共管	都道府県別合計
北海道知事	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	6
青森県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
岩手県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宮城県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
茨城県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
埼玉県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	2	0	0	9
千葉県知事	1	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	0	8
東京都知事	1	1	0	0	0	0	0	0	6	0	0	3	2	0	0	13
神奈川県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	5
新潟県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
富山県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
石川県知事	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
長野県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	3
岐阜県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
静岡県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	6
愛知県知事	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	6
三重県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
大阪府知事	0	0	0	2	0	0	0	0	3	2	0	5	0	0	0	12
兵庫県知事	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	7
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
岡山県知事	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	4
広島県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
愛媛県知事	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3
高知県知事	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福岡県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
佐賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
沖縄県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
府省庁別合計	15	1	0	14	0	0	0	6	41	4	2	25	13	0	1	122

第4-1表 授益行為対象別件数・金額(全体)

(金額の単位:千円)

所管官庁	個人		任意団体		法人		合計		
	信託数	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国合計	180	20,029	12,201,496	4,886	4,214,590	3,381	3,217,599	28,296	19,633,685
都道府県所管	389	54,340	8,303,220	18,665	8,572,702	7,670	8,431,769	80,675	25,307,691
合計	569	74,369	20,504,716	23,551	12,787,292	11,051	11,649,368	108,971	44,941,376

(注) 共管重複分を除く実数。

第4-2表 授益行為対象別件数・金額(国所管)

(金額の単位:千円)

所管官庁	個人		任意団体		法人		合計		
	信託数	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	1	142	125,580	0	0	0	0	142	125,580
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	20	226	85,985	5	3,900	393	232,796	624	322,681
法務省	2	268	35,708	20	3,660	0	0	288	39,368
外務省	15	1,647	410,534	1,067	1,197,627	1,155	1,018,148	3,869	2,626,309
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	84	13,958	8,485,501	778	486,861	421	382,358	15,157	9,354,720
厚生労働省	29	2,656	2,410,527	1,441	1,044,499	910	740,141	5,007	4,195,167
農林水産省	7	286	53,257	101	264,606	27	12,277	414	330,140
経済産業省	22	65	172,086	199	103,924	502	364,226	766	640,236
国土交通省	8	571	234,676	81	79,742	54	38,551	706	352,969
環境省	15	423	313,652	1,746	1,963,795	522	1,036,638	2,691	3,314,085
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国合計	180	20,029	12,201,496	4,886	4,214,590	3,381	3,217,599	28,296	19,633,685

(注) 国合計は、共管重複分を除く実数。

第4-3表 授益行為対象別件数・金額(都道府県知事所管)

(金額の単位:千円)

所管官庁	信託数	個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道知事	6	676	56,934	67	15,153	68	12,335	811	84,422
青森県知事	2	11	16,400	219	63,840	73	41,170	303	121,410
岩手県知事	1	13	4,100	132	37,807	49	26,498	194	68,405
宮城県知事	2	3	1,201	135	156,250	9	2,300	147	159,751
秋田県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県知事	2	12	1,580	305	192,143	171	184,645	488	378,368
茨城県知事	3	36	4,970	328	36,675	200	30,280	564	71,925
栃木県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県知事	1	0	0	142	6,830	17	1,650	159	8,480
埼玉県知事	9	6,756	307,295	832	182,348	73	47,666	7,661	537,309
千葉県知事	8	104	14,135	504	254,947	104	58,186	712	327,268
東京都知事	13	6	800	822	398,195	626	153,449	1,454	552,444
神奈川県知事	5	8	481	564	1,243,083	166	153,356	738	1,396,920
新潟県知事	2	0	0	13	4,444	154	64,958	167	69,402
富山県知事	2	10	17,200	79	21,001	35	25,935	124	64,136
石川県知事	2	8	900	156	60,515	4	12,900	168	74,315
福井県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県知事	1	0	0	47	47,620	4	12,900	51	60,520
長野県知事	3	29	12,990	109	11,181	13	10,100	151	34,271
岐阜県知事	2	601	9,910	82	3,405	0	0	683	13,315
静岡県知事	6	4	550	537	66,740	391	1,196,623	932	1,263,913
愛知県知事	6	83	48,073	311	33,709	83	43,186	477	124,968
三重県知事	2	185	10,640	34	7,021	57	11,323	276	28,984
滋賀県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府知事	1	0	0	167	27,981	25	13,549	192	41,530
大阪府知事	13	373	28,913	747	1,679,947	1,260	5,124,808	2,380	6,833,668
兵庫県知事	7	3	250	1,021	432,635	155	125,318	1,179	558,203
奈良県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県知事	1	0	0	15	6,107	0	0	15	6,107
鳥取県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県知事	2	0	0	1,858	1,171,819	59	124,232	1,917	1,296,051
岡山県知事	4	1,243	91,210	185	22,220	18	3,110	1,446	116,540
広島県知事	2	22	6,600	103	27,836	8	7,464	133	41,900
山口県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県知事	1	37	4,900	1	900	27	9,566	65	15,366
愛媛県知事	3	46	13,500	15	5,000	0	0	61	18,500
高知県知事	2	0	0	214	52,249	65	19,725	279	71,974
福岡県知事	2	22	1,430	477	97,949	44	13,600	543	112,979
佐賀県知事	1	0	0	0	0	28	22,113	28	22,113
長崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県知事	2	7	2,000	433	703,120	45	63,950	485	769,070
大分県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県知事	1	0	0	204	76,417	22	10,690	226	87,107
沖縄県知事	2	0	0	131	59,887	52	24,318	183	84,205
知事合計	122	10,298	656,962	10,989	7,206,974	4,105	7,651,903	25,392	15,515,839

第4-4表 授益行為対象別件数・金額(都道府県教育委員会所管)

(金額の単位:千円)

所管官庁	信託数	個人		任意団体		法人		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道教委	16	3,320	660,158	279	46,898	18	2,400	3,617	709,456
青森県教委	1	117	89,740	0	0	0	0	117	89,740
岩手県教委	1	111	33,026	0	0	0	0	111	33,026
宮城県教委	9	1,301	222,621	18	2,546	8	1,750	1,327	226,917
秋田県教委	6	1,042	200,010	18	4,200	39	19,064	1,099	223,274
山形県教委	5	401	119,400	232	59,209	11	8,670	644	187,279
福島県教委	3	215	41,084	0	0	177	37,505	392	78,589
茨城県教委	11	1,210	402,876	0	0	0	0	1,210	402,876
栃木県教委	6	704	101,675	28	28,518	0	0	732	130,193
群馬県教委	2	98	26,080	143	27,986	0	0	241	54,066
埼玉県教委	6	843	150,973	558	15,291	0	0	1,401	166,264
千葉県教委	9	2,042	338,950	93	12,470	32	3,200	2,167	354,620
東京都教委	27	2,440	724,663	345	101,801	339	167,221	3,124	993,685
神奈川県教委	13	888	216,675	191	28,239	247	55,262	1,326	300,176
新潟県教委	3	277	60,562	126	31,995	0	0	403	92,557
富山県教委	4	89	28,954	83	29,552	14	18,048	186	76,554
石川県教委	5	3,078	272,558	549	88,839	24	11,950	3,651	373,347
福井県教委	1	305	2,830	0	0	95	7,716	400	10,546
山梨県教委	2	293	121,780	0	0	4	1,000	297	122,780
長野県教委	7	841	318,940	165	12,036	198	62,002	1,204	392,978
岐阜県教委	4	1,295	83,145	71	35,271	115	49,710	1,481	168,126
静岡県教委	14	1,849	326,772	1,505	305,146	488	39,605	3,842	671,523
愛知県教委	4	3,636	44,653	71	19,495	0	0	3,707	64,148
三重県教委	1	0	0	106	11,690	0	0	106	11,690
滋賀県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府教委	12	1,617	193,414	34	9,500	260	73,616	1,911	276,530
大阪府教委	20	2,635	857,327	906	93,062	22	14,368	3,563	964,757
兵庫県教委	18	4,049	546,314	490	104,688	848	116,585	5,387	767,587
奈良県教委	1	0	0	0	0	65	29,862	65	29,862
和歌山県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県教委	1	0	0	95	27,000	0	0	95	27,000
島根県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県教委	7	1,886	336,923	279	35,508	238	28,070	2,403	400,501
広島県教委	8	1,453	184,816	263	52,119	10	2,698	1,726	239,633
山口県教委	7	941	102,917	309	21,600	3	3,000	1,253	127,517
徳島県教委	1	55	15,700	0	0	0	0	55	15,700
香川県教委	4	534	131,120	107	13,900	0	0	641	145,020
愛媛県教委	5	385	62,539	129	15,860	19	2,420	533	80,819
高知県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県教委	9	964	251,667	214	62,193	242	12,580	1,420	326,440
佐賀県教委	2	283	18,924	0	0	0	0	283	18,924
長崎県教委	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県教委	4	105	38,873	160	44,000	9	3,404	274	86,277
大分県教委	2	736	110,196	0	0	0	0	736	110,196
宮崎県教委	2	853	23,565	0	0	40	8,160	893	31,725
鹿児島県教委	2	700	73,038	25	2,746	0	0	725	75,784
沖縄県教委	2	451	110,800	84	22,370	0	0	535	133,170
教委合計	267	44,042	7,646,258	7,676	1,365,728	3,565	779,866	55,283	9,791,852

## 参考 2 公益信託制度の概要

### 1. 公益信託とは

公益信託とは、委託者が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度である。「公益信託ニ関スル法律〔大正 11 年法律第 62 号〕」では、公益信託は、受益者の定めのない信託のうち、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするもので主務官庁による引受けの許可を受けたものをいうこととされている（同法第 1 条）。なお、受益者の定めのない信託については、従来、公益信託のみが許容されていたが、平成 18 年の信託法改正において、受益者の定めのない信託が一般に許容されている（信託法〔平成 18 年法律第 108 号〕第 258 条）。

### 2. 公益信託の特色

公益信託とは、上記のとおり、一定の公益目的のためにされる信託であるが、その公益目的や実際の社会的機能において公益法人、特に公益財団法人と類似している。

しかし、公益法人においては、法人という法主体として、公益目的のために自律的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、抛出された財産（信託財産）が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理、運用されていくものであって、両者の法的構造は異なる。

また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているものが多いのに対し、公益信託においては、信託の制度上、比較的短期間のものであっても差し支えないなど、より弾力的な運用が可能である。

### 3. 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約（以下「公益信託契約」という。）を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり（信託法第 2 条、第 3 条及び第 258 条）、これについて受託者が主務官庁の許可を受けることによって効力を生じる（公益信託ニ関スル法律第 2 条）。

公益信託は、主務官庁の監督に属し（公益信託ニ関スル法律第 3 条）、受託者は信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理又は処分して公益事業を営む。信託財産は受託者に移転されるが、受託者の固有財産とは区別される（信託法第 16 条から第 25 条まで及び第 34 条）。

受託者は、その事務処理について善管注意義務（第 29 条）や忠実義務（第 30 条）等を負い、信託財産に関してその任務に違反する行為をした場合には損失てん補等をしなけれ

ばならない（第40条）。

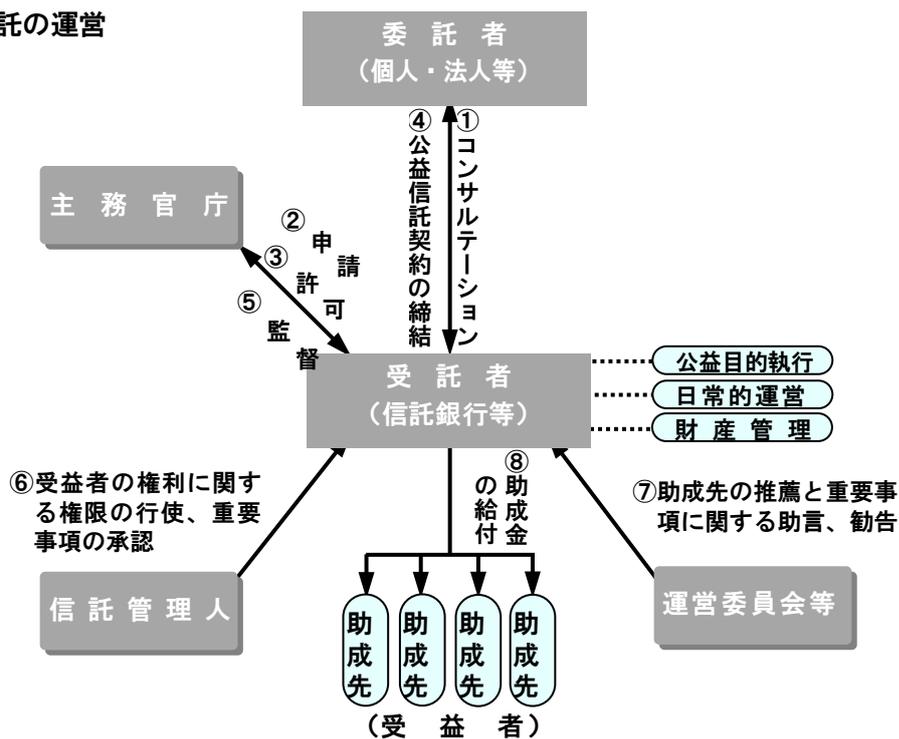
#### 4. 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための現行の統一的基準としては、平成6年9月13日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」〔資料2-2〕があり、所管官庁においては、この基準にのっとった指導監督等が行われている。

#### 5. 公益信託の運営

公益信託の一般的な運営を示したものが、図1である。これを基に説明すると、おおむね以下のとおりである。

図1 公益信託の運営



※ (社) 信託協会「公益信託—その制度のあらまし—」を基に総務省作成

- ① 委託者（個人・法人等）と受託者（信託銀行等）との間で、公益目的の具体的な選定、その目的達成のための方法、公益信託契約書の内容等について打合せを行う。

- ② 受託者は、公益信託の引受けの許可につき、主務官庁に申請する。
- ③ 主務官庁は、これを審査の上、許可する。
- ④ 許可を受けた後、委託者と受託者との間で、「公益信託契約」を締結する。
- ⑤ 主務官庁は、財団法人に対するものと同様の監督のほか、公益信託の事務処理につき、検査等を行うことができる。
- ⑥ 信託管理人は、不特定多数の受益者のいわば代表者として、受託者の職務のうち重要な事項について承認を与える。
- ⑦ 運営委員会等は、公益目的の円滑な遂行のため、受託者の諮問により、助成先の推薦及び公益信託の事業の遂行について助言・勧告を行う。
- ⑧ 受託者は、運営委員会等の助言・勧告に基づき、その公益信託の目的に沿った助成先への助成金の給付を行う。

なお、上記以外にも、受託者は次のような信託事務を行う。

- 事業計画・収支予算の作成
- 助成金給付のための基礎資料の収集・管理
- 助成金給付先の募集、受付及び選考
- 信託管理人・運営委員会に関する事務
- 主務官庁への諸届事務
- 信託事務及び財産状況の公告
- 委託者への報告
- パンフレット・年次報告書の作成
- 授賞式等の挙行に係る事務

## 6. 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出した場合の税制としては以下のものがある。

法人が特定公益信託<sup>(注1)</sup>の信託財産とするために支出した金銭は寄附金とみなされる(法人税法第37条第6項)。

さらに、認定特定公益信託<sup>(注2)</sup>の信託財産とするために支出した金銭は、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、寄附金控除等の優遇措置の対象とされる(所得税法第78条第3項又は法人税法第37条第6項)。

---

(注1) 特定公益信託とは、公益信託のうち、信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと等一定の事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託銀行等であることという要件を満たすことにつき、主務大臣の証明を受けたものをいう。

(注2) 認定特定公益信託とは、特定公益信託のうち、その信託の目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等一定のものであり、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものをいう。

# 参考3

## 公益信託の引受け許可審査基準等について

平成6年9月13日

公益法人等指導監督連絡会議決定

公益信託の引受け許可審査の基準は、少なくとも次の各項の趣旨に添うものとする。なお、信託行為の変更についても、次の各項の趣旨に反することとなるような場合は、これを認可しない。

### 1 目的

公益信託は、公益の実現すなわち、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。従って、次のようなものは、引受けを許可しない。

- ア 委託者と特定の関連を有する者又は同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの。
- イ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの。
- ウ 特定個人の精神的又は経済的支援を目的とするもの。

### 2 授益行為

公益信託の授益行為は、次の事項のすべてに適合していなければならない。

- ア 当該公益信託の目的に照らし、適切な内容のものであること。
- イ 授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付であること。
- ウ 授益行為が信託行為上具体的に明確にされていること。
- エ 営利事業として行うことが適当と認められる性格及び内容のものでないこと。

### 3 名称

公益信託の名称は、その目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならない。従って、次のような名称は適当でない。

- ア 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- イ 既存の法人又は公益信託と誤認させるおそれのある名称
- ウ 当該公益信託の授益行為の範囲とかけはなれた名称

### 4 信託財産

公益信託は、その目的を達成するため、授益行為を継続するのに必要な確固とした財産的基礎を有していなければならない。従って、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

- ア 引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な授益行

為が遂行できる見込みであること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあっては、信託財産により、その目的の達成に必要な受益行為が存続期間を通して遂行できる見込みであること。

イ 価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、上記「ア」の財産の中の相当部分を占めていないこと。

## 5 信託報酬

公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること。

## 6 機関

(1) 公益信託は、その適正な運営を確保するため、信託管理人を置き、及び運営委員会等を設置していなければならない。

(2) 公益信託の受託者、信託管理人及び運営委員会等の機関は、当該公益信託の健全かつ継続的な運営を可能とするようなものでなければならない。従って、各機関については、その事務の内容が信託行為上明確にされているとともに、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

### ア 受託者

受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であること。

### イ 信託管理人

- ① 信託管理人は、当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること。
- ② 信託管理人は、委託者又は受託者と親族、使用人等特別の関係を有する者でないこと。
- ③ 信託管理人は、原則として、個人であること。

### ウ 運営委員会等

- ① 運営委員会等の構成員の数は、当該公益信託の実態からみて多すぎないこととし、特別の理由がある場合を除き5人から10人程度であること。
- ② 運営委員会等の構成員は、当該公益信託の目的たる受益行為について深い学識経験を有する個人であること。
- ③ 運営委員会等の構成員の相当部分が同一親族で占められていないこと等適正な運営が行われるような構成であること。
- ④ 運営委員会等は、構成員の多数の意思が適正に反映されるよう会議の成立要件及び議決要件が定められていること。
- ⑤ 構成員の任期は、あまり長期でないこと。